

令和 8 年第 3 回定例会
総務企画委員会説明資料
(議案関係)

- 1 令和 8 年度 9 月補正予算案の概要について・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

令和 8 年 9 月 15 日
総 務 部

令和8年度9月補正予算案の概要について

1 基本的な考え方

中東情勢に伴うエネルギー価格高騰が続く状況下において、中小企業等の資金繰り支援や、フィジカルA I ビジネスの創出支援など、経済の好循環に向けて引き続き取り組むほか、教育環境の充実など県政の諸課題へ対応するために必要な予算について計上するもの。

2 補正予算の規模

○ 一般会計	1 1 4 億 6 7 百万円	(補正後	1 兆 3, 7 2 2 億 2 4 百万円)
○ 特別会計	— 百万円	(補正後	4, 3 4 5 億 7 8 百万円)
○ 企業会計	— 百万円	(補正後	1, 8 3 3 億 9 8 百万円)
計	1 1 4 億 6 7 百万円	(補正後	1 兆 9, 9 0 2 億円)

※ 9月補正後一般会計予算の前年度(同期)に対する伸び率 + 7. 5 %

令和 8 年第 3 回定例会
総務企画委員会説明資料
(報告関係)

- 1 報告事項の概要 2
- 2 年次休暇の取得手続懈怠に係る職員の処分について 4
- 3 令和 7 年度茨城県内部統制の評価結果について 5
- 4 「茨城県職員子育て応援・女性活躍推進プラン」に基づく取組の実施状況
について 7
- 5 令和 7 年度財政状況の公表及び地方公共団体財政健全化法に基づく健全化
判断比率等（令和 7 年度決算見込み）について 8
- 6 県有未利用地に係る一般競争入札の結果について 20
- 7 森林湖沼環境税の今後のあり方に関するパブリックコメントの実施結果について . 21
- 8 ふるさと納税（県分・市町村分）の実績について 23
- 9 神栖市長選挙裁決取消請求訴訟について 24

令和 8 年 9 月 1 5 日

総 務 部

1 報告事項の概要

(1) 令和7年度財政状況の公表

一般会計決算収支見込み

○ 歳入総額(A)	1兆3,518億98百万円	(R6 1兆3,485億98百万円)
○ 歳出総額(B)	1兆3,232億82百万円	(〃 1兆3,209億43百万円)
○ 差 引(C=A-B)	286億16百万円	(〃 276億55百万円)
○ 翌年度繰越財源(D)	96億40百万円	(〃 126億38百万円)
○ 実質収支(E=C-D)	189億76百万円	(〃 150億17百万円)

(2) 地方公共団体財政健全化法に基づく健全化判断比率

本県の健全化判断比率（令和7年度決算見込み）

指標	本県比率		早期健全化基準	財政再生基準
	令和7年度	令和6年度		
実質赤字比率	— (該当なし)	— (該当なし)	3.75%	5%
連結実質赤字比率	— (該当なし)	— (該当なし)	8.75%	15%
実質公債費比率 (3カ年平均)	10.1%	9.6%	25%	35%
将来負担比率	150.2%	157.9%	400%	

(3) 森林湖沼環境税について（パブリックコメント結果）

○目的：本税は、森林及び湖沼・河川の環境保全を目的として平成 20 年度に創設し令和 8 年度までが課税期間となるため、本税及び税活用事業の今後のあり方について、県民等の意見を広く求める。

○今後の税制案

- ・課税方式：県民税均等割 超過課税方式
- ・納税義務者：茨城県内に住所等がある個人及び事務所等がある法人
- ・税率(年額)：個人 1,000 円、法人 県民税均等割額の 10%
- ・課税期間：令和 9 年度～令和 13 年度（5 年間）

○実施結果

- ・実施期間：令和 8 年 7 月 30 日～8 月 19 日
- ・意見募集の方法：県ホームページへの掲載、関係機関での閲覧
- ・意見数等：意見者数 79 人・団体、延べ意見件数 182 件

総務企画委員会説明資料

総務部 総務課

項 目	年次休暇の取得手続懈怠(けたい)に係る職員の処分について
1 事案の概要	
(1) 事案を起こした職員	
県北県民センター 課長級職員 59歳 男性	
(2) 概要	
当該職員が、令和7年(2025年)5月から令和8年(2026年)3月までの間に計12回(合計6日2時間)、年次休暇の取得手続を怠り、職務に従事しなかった。	
2 職員の処分	
・ 当該職員に対し、8月27日付けで減給2月の懲戒処分を行った。	
・ 事案発生当時の県北県民センター次長兼県民福祉課長に対しては、所属職員に対する指導監督が不十分であった責任を問うため、「厳重注意」を行った。	
3 事案の公表	
8月27日に記者会見を行い、事案の概要と職員の処分内容を公表。	
4 対応(再発防止策)	
・ 8月27日付けで職員の服務規律の確保に係る通知を全部局に発出し、職員の綱紀粛正の徹底を図った。	
・ 県北県民センターにおいては、所属職員が確認することができるスケジュール機能への休暇予定の登録を徹底し、休暇手続が行われていなければ声かけするなど、事前手続漏れを防止。	
・ システムによりパソコンの稼働状況と休暇取得手続状況の突合を行うことにより、申請漏れがないかチェックを徹底。	

令和7年度茨城県内部統制の評価結果について

1 内部統制の概要

- (1) 内部統制制度は、地方自治法に基づき、令和2年度から都道府県及び政令指定都市で実施が義務付けられたもので、業務上のリスク（不正やミス）を想定し、対応策を事前に講じることで、事務の適正な執行を確保する取組
- (2) 財務に関する事務を対象とし、知事部局、議会事務局など193の所属で実施

2 評価手続

令和7年度を評価対象期間、令和8年3月31日を評価基準日として、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成31年3月総務省公表）に基づき、全庁的な内部統制及び業務レベルの内部統制の評価を実施

3 評価結果

評価対象期間中における運用上の重大な不備を把握したため、県の財務に関する事務に係る内部統制は、評価対象期間において有効に運用されていないと判断

* 重大な不備：事務の管理及び執行が法令に適合していない、又は適正に行われていないことにより、地方公共団体や住民に対し、大きな経済的・社会的な不利益を生じさせる蓋然性の高いもの若しくは実際に生じさせたもの

(1) 運用上の重大な不備：7所属（10件）

- 授業料の過大徴収（産業技術短期大学校、産業技術専門学院（水戸、土浦、筑西、鹿島））
- 公共料金の支払事務に係る不適正な処理、支出証拠書類の紛失（農業研究所）
- 生活保護費の入金遅延（会計管理課）

【評価報告書（抜粋）】

運用上の重大な不備は、産業技術短期大学校、産業技術専門学院（水戸、土浦、筑西及び鹿島の4所属）、農業研究所並びに会計管理課におけるものです。

産業技術短期大学校と産業技術専門学院では、条例改正により、令和7年4月から授業料の引上げを実施しましたが、授業料の引上げ対象ではない学生についても、引上げ後の額で授業料を徴収していたことを、令和7年度の決算を確認する過程で把握しました。

農業研究所では、令和3年度に公共料金の一部を私費で支払い、私費で支払った金額の一部を、令和6年度に支払専用口座から引き出し受領したほか、所定の財務手続を行わずに公共料金を支払った事案、支出証拠書類を紛失した事案を、財務会計検査の過程で把握しました。

会計管理課では、新財務システムのオペレーションミスにより、令和8年4月3日支給の生活保護費の入金が遅延したことを、受給者からの連絡により把握しました。

これらの事案は、県行政に対する信用の大きな低下を招いたものと考えます。令和8年度においては、こうした不備の再発を防ぐため、適切な情報共有、管理表による複数職員での進捗管理、支出証拠書類との照合、システムの改修などにより確認体制を強化するとともに、職員の法令遵守等について周知徹底を図ってまいります。

(2) 運用上の不備：37所属（50件）

- ・収入の調定漏れ、支出の支払遅延、契約書の不備など
- ・いずれも所要の改善措置が講じられている。

4 監査委員による審査意見

「評価手続及び評価結果に係る記載は相当である。」

業務レベルの内部統制のリスク一覧

大分類		小分類		項目数	リスク	
1	予算・決算	1	予算執行	5	予算消化のための支出、勤務時間の過大報告、カラ出張、不必要な出張、繰越計上漏れ	
		2	決算書類作成	2	書類作成誤り、財務データ改ざん	
2	収入	3	収入全般	3	調定漏れ・調定遅延、調定額誤り、システムトラブル	
		4	県税	賦課	5	課税誤り、二重課税、課税漏れ、加算金決定の誤り、特別措置（課税免除等）の誤り
		5		収税	2	不適切な時効の完成、滞納処分の誤り
		6		共通	3	書類送達誤り、個人情報の管理、税情報の管理
		7	証明事務	2	証明書の発行誤り、なりすまし	
		8	書類・情報の管理	2	書類の偽造、書類の隠ぺい	
3	支出	9	支出命令	8	手続せずに支出、支出額誤り、年度・科目誤り、私費による支出、私的流用、資金前渡の目的外使用、支払漏れ・支払遅延、不適切な請求書	
		10	書類・情報の管理	2	証拠書類の紛失、目的外使用	
		11	補助金	1	交付決定遅延	
4	契約	12	入札・見積合わせ	5	官製談合、機密情報の漏えい・収賄、契約方法誤り、落札者誤り、契約手続せずに発注	
		13	入札委員会・指名委員会・入札公告	2	入札委員会等での審議漏れ、入札公告期間の誤り	
		14	契約締結	3	予定価格の不備、契約書の不備、架空発注	
		15	履行確認	2	委託業者トラブル、不適切な履行確認	
		16	公印	2	公印の無断使用、印影の偽造	
5	現金・歳計外	17	現金管理	5	払込の遅延、金額誤り、公金紛失、不適正な公金管理、横領	
		18	歳計外	2	納付等の遅延、源泉徴収漏れ	
6	財産	19	取得・処分	8	報告遅延・報告漏れ、登録漏れ、二重計上、不適切な不用決定、処分手続の不備、予定価格の不備、処分金額の誤り、不適切な履行確認	
		20	貸付・占用許可	2	不適切な貸付許可、減免手続の不備	
		21	債権管理	2	債権管理台帳の不備、督促状の不備	
合 計				68		

総務企画委員会説明資料

総務部行政経営課、人事課

項 目

「茨城県職員子育て応援・女性活躍推進プラン」に基づく取組の実施状況について

1 茨城県職員子育て応援・女性活躍推進プラン

- 目 的：次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づき、職員の仕事と家庭の両立及び女性の活躍推進に向けた行動計画を策定するもの。
- 計画期間：令和3年度～令和7年度（5年間）
- 対 象：知事部局、議会事務局、企業局、病院局、行政委員会（教育委員会、警察を除く全部局）

2 数値目標の進捗状況

（1）家事、育児や介護をしながら活躍できる職場環境の整備

<育児休業取得率（年度）>

	R 5	R 6	R 7	目標（R 7）
男性職員	98.4%	111.5%	120.9%	100%
女性職員	100.0%	97.6%	100.0%	

※ 男性職員の取得率は、令和5年度までは育児休業のみの取得率。

令和6～7年度は「育児に係る特別休暇（本県独自に令和6年度から拡充）」を含む取得率。

※ 前年度以前に子が生まれ、当該年度に新たに育休を取得した職員が含まれるため、取得率が100%を超えることがある。

（2）女性職員の登用・割合の拡大

<各役職段階にある職員に占める女性職員の割合（年度）>

	R 5 (R6.4 発令)	R 6 (R7.4 発令)	R 7 (R8.4 発令)	目標（R 7） (R8.4 発令)
課長相当級以上	16.9%	21.5%	25.5%	26%
課長補佐級	27.9%	29.1%	28.3%	37%
係長級	36.3%	36.9%	35.7%	43%

（3）長時間勤務の是正等の職員の働き方改革

<職員一人一月当たりの時間外勤務時間（年度）>

	R 5	R 6	R 7	目標（R 7）
時間外勤務時間数	10.8 時間	11.1 時間	11.5 時間	10.5 時間/月

3 男女がともに働きやすい職場環境づくり

- 時間外勤務の縮減に取り組むとともに、テレワーク、時差出勤制度、フレックスタイム制など、職員一人ひとりのライフステージに合った多様で柔軟な働き方を推進。
- 女性職員の登用を拡大しつつ、先輩女性職員が女性職員の不安や悩みに関する相談を受ける機会を設けるなど、キャリア形成を支援。

総務企画委員会説明資料

総務部財政課

項 目	令和 7 年度財政状況の公表及び地方公共団体財政健全化法に基づく健全化判断比率等（令和 7 年度決算見込み）について
-----	--

○ 県の財政状況の公表

行財政改革を進めていくためには、本県の財政状況を十分に県民にご理解いただくことが重要であることから、地方自治法に基づき毎年 12 月に行っている「財政状況の公表」に先立ち、「令和 7 年度一般会計決算見込み等の概要（別添資料）」をホームページに掲載するなど、広報媒体を活用して周知徹底を図る。

〔令和 7 年度一般会計決算収支〕 (単位：百万円)

区 分	金 額
歳 入 総 額 (A)	1, 3 5 1, 8 9 8
歳 出 総 額 (B)	1, 3 2 3, 2 8 2
歳入歳出差引 (A－B) (C)	2 8, 6 1 6
翌年度に繰り越すべき財源 (D)	9, 6 4 0
実質収支 (C－D) (E)	1 8, 9 7 6

〔令和 7 年度財政指標の状況（普通会計）〕

区 分	指 標
財 政 力 指 数	0. 6 3 9 9 9
経 常 収 支 比 率	9 4. 4 %

○ 地方公共団体財政健全化法に基づく健全化判断比率等

地方公共団体財政健全化法に基づき、令和 7 年度決算における健全化判断比率及び資金不足比率について算定した結果は以下のとおり。

1 本県の健全化判断比率

いずれの比率も早期健全化基準未満となっている。

区分	本県比率		早期健全化基準	財政再生基準
	令和 7 年度	令和 6 年度		
実質赤字比率	－(該当なし)	－(該当なし)	3. 75%	5%
連結実質赤字比率	－(該当なし)	－(該当なし)	8. 75%	15%
実質公債費比率	10. 1%	9. 6% (33 位)	25%	35%
将来負担比率	150. 2%	157. 9% (25 位)	400%	

2 本県の公営企業会計に係る資金不足比率

いずれの会計とも資金不足がないため、資金不足比率は経営健全化基準未満となっている。

区分	令和 7 年度	令和 6 年度	経営健全化基準
資金不足比率	－(該当なし)	－(該当なし)	20%

(注) 対象会計…8 会計

水道事業会計、工業用水道事業会計、病院事業会計、鹿島臨海都市計画下水道事業会計、地域振興事業会計、流域下水道事業会計、港湾事業特別会計、都市計画事業土地区画整理事業特別会計

令和7年度一般会計決算見込み等の概要

I 総括

令和7年度は、経済の好循環に向けた緊急対策として、企業の賃上げや処遇改善、価格転嫁への支援等に積極的に取り組むとともに、本県の潜在力をさらに大きく開花させていく「新しい茨城」づくりへの挑戦として、「新しい豊かさ」、「新しい安心安全」、「新しい人財育成」、「新しい夢・希望」の4つのチャレンジに取り組みました。

なお、令和7年度の決算額は、歳入では、地方消費税清算金や県税の増等、歳出では、人件費の増等により歳入歳出ともに前年度を上回る規模となりました。

地方公共団体財政健全化法に基づく健全化判断比率は、いずれの比率も早期健全化基準未満となっております。このうち、将来負担比率については、充当可能基金残高の増などにより、150.2%（見込み）と前年度に比べ7.7ポイント減少したところです。

将来負担比率など財政状況を示す指標は改善の傾向にありますが、今後、義務的な経費の増加などにより、本県の財政構造は、硬直化していく懸念があります。

引き続き、本県が飛躍していくために真に必要な事業に積極果敢に取り組みながら、施策の選択と集中を徹底し、限られた財源の有効活用を図ることで、本県が将来にわたって発展していくための健全な財政構造の確立に努める必要があります。

【ポイント】

◆令和7年度一般会計決算見込み

○決算規模

・歳入：1兆3,519億円（+33億円、+0.2%）

地方消費税清算金の増、県税の増

※実質的県税ベース（県税、地方消費税清算金及び特別法人事業譲与税・自動車重量譲与税の合計額）は、5,921億円と過去最高

・歳出：1兆3,233億円（+23億円、+0.2%）

人件費の増、社会保障関係費の増

○実質収支：190億円（+40億円）

R4:196億円、R5:210億円、R6:150億円

○県債現在高：1兆9,586億円（△523億円、△2.6%）

通常県債残高は増加（+85億円、+0.7%）

特例的県債残高は減少（△608億円、△7.0%）

*「通常県債」：公共投資に充てる県債や退職手当債など県の政策判断により発行をコントロールできる県債

*「特例的県債」：地方の財源不足を補うために、国の制度に基づき発行する特例的な県債（臨時財政対策債や減収補填債など）

◇地方公共団体財政健全化法に基づく健全化判断比率（見込み）

いずれも早期健全化基準に該当しない（基準については9ページ参照）

○実質赤字比率、連結実質赤字比率：該当なし（R6：該当なし）

○実質公債費比率：10.1%（+0.5ポイント）（R6：9.6%、33位、全国平均：10.1%）

○将来負担比率：150.2%（△7.7ポイント）（R6：157.9%、25位、全国平均：144.1%）

*実質公債費比率・将来負担比率ともに、財政指標上好ましくない方からの順位

Ⅱ 令和7年度一般会計決算見込み

1 決算収支

令和7年度一般会計の決算額は、歳入総額 1 兆 3,518 億 98 百万円、歳出総額 1 兆 3,232 億 82 百万円で、前年度と比較すると、歳入においては 33 億円、0.2%の増、歳出においては 23 億 39 百万円、0.2%の増となっています。

この結果、歳入歳出差引(形式収支)は、286 億 16 百万円となりましたが、このうち令和8年度への繰越事業の財源として 96 億 40 百万円を充当しましたので、令和7年度の収入と支出の実質的な差額である実質収支は、189 億 76 百万円の黒字となりました。

<令和7年度一般会計決算収支>

(単位:百万円)

区 分	令和7年度	令和6年度	増減額	増減率
歳 入 総 額 (A)	1,351,898	1,348,598	+3,300	+0.2%
歳 出 総 額 (B)	1,323,282	1,320,943	+2,339	+0.2%
歳入歳出差引 (C) = (A) - (B) (形式収支)	28,616	27,655	+961	+3.5%
翌年度に繰り越すべき財源 (D)	9,640	12,638	△2,998	△23.7%
実 質 収 支 (E) = (C) - (D)	18,976	15,017	+3,959	

* 実質収支＝歳入歳出差引－翌年度に繰り越すべき財源

2 歳入決算

令和7年度の歳入決算額は、1兆3,518億98百万円で、前年度に比べ0.2%の増となっています。
歳入の主なものについては、以下のとおりです。

- ①県税は、個人県民税の増等により、238億74百万円、5.4%増の4,649億41百万円
なお、県税に、地方消費税清算金、特別法人事業譲与税、自動車重量譲与税を加えた実質的県税ベースでは、364億77百万円、6.6%増の5,921億3百万円
- ②地方消費税清算金は、国内課税取引額の増に伴う本県受取分増により、118億90百万円、8.1%増の1,588億87百万円
- ③地方特例交付金は、定額減税終了の影響に伴う減等により、87億55百万円、83.4%減の17億39百万円
- ④地方交付税は、普通交付税の増等により、59億95百万円、2.8%増の2,195億30百万円
- ⑤国庫支出金は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の増等により、142億18百万円、9.9%増の1,580億93百万円
- ⑥諸収入は、中小企業融資資金貸付金に係る償還金の減等により、257億21百万円、20.5%減の1,000億44百万円
- ⑦県債は、臨時財政対策債の減等により、79億62百万円、8.5%減の855億16百万円

これらの結果、自主財源(県税、分担金、使用料など、県が自主的に収入しうる財源)は8,186億14百万円で、前年度に比べ20億77百万円、0.3%減少し、その構成比は歳入全体の60.6%となります。これに対し、依存財源(国庫支出金、地方交付税、県債など、国から定められた額を交付されたり、割り当てられたりする収入)は5,332億84百万円で、前年度に比べ53億77百万円、1.0%増加し、その構成比は歳入全体の39.4%になります。

＜令和7年度一般会計歳入決算状況＞

表中「※」印は、自主財源
(単位:百万円)

区 分	令 和 7 年 度 算 額 (A) (シェア)	令 和 6 年 度 算 額 (B) (シェア)	増 減 額 (C)=(A)-(B)	増 減 率 (C)/(B)
県 税 ※	464,941(34.4%)	441,067(32.7%)	23,874	5.4%
地方消費税清算金 ※	158,887(11.8%)	146,997(10.9%)	11,890	8.1%
地 方 譲 与 税	67,793(5.0%)	65,904(4.9%)	1,889	2.9%
市町村たばこ税県交付金	65(0.0%)	54(0.0%)	11	20.4%
地 方 特 例 交 付 金	1,739(0.1%)	10,494(0.8%)	△8,755	△83.4%
地 方 交 付 税	219,530(16.2%)	213,535(15.8%)	5,995	2.8%
普通交付税	217,336(16.1%)	210,449(15.6%)	6,887	3.3%
特別交付税	1,839(0.1%)	2,212(0.2%)	△373	△16.9%
震災復興特別交付税	355(0.0%)	874(0.0%)	△519	△59.4%
交通安全対策特別交付金	548(0.1%)	567(0.0%)	△19	△3.4%
分 担 金 及 び 負 担 金 ※	8,300(0.6%)	8,447(0.7%)	△147	△1.7%
使 用 料 及 び 手 数 料 ※	15,516(1.1%)	15,561(1.2%)	△45	△0.3%
国 庫 支 出 金	158,093(11.7%)	143,875(10.7%)	14,218	9.9%
財 産 収 入 ※	4,974(0.4%)	2,662(0.2%)	2,312	86.8%
寄 附 金 ※	851(0.1%)	557(0.0%)	294	52.8%
繰 入 金 ※	37,446(2.8%)	42,797(3.2%)	△5,351	△12.5%
繰 越 金 ※	27,655(2.0%)	36,838(2.7%)	△9,183	△24.9%
諸 収 入 ※	100,044(7.4%)	125,765(9.3%)	△25,721	△20.5%
県 債	85,516(6.3%)	93,478(6.9%)	△7,962	△8.5%
計	1,351,898(100.0%)	1,348,598(100.0%)	3,300	0.2%

(参考1) 実質的県税の状況

(単位:百万円)

区 分	令和7年度 決算 (A)	令和6年度 決算 (B)	増減額 (C)=(A)-(B)	増減率 (C)/(B)
県 税	464,941	441,067	23,874	5.4%
地方消費税清算金	62,660	52,192	10,468	20.1%
特別法人事業譲与税	63,954	61,835	2,119	3.4%
自動車重量譲与税	548	532	16	3.0%
計	592,103	555,626	36,477	6.6%

* 表示単位未満四捨五入の関係で、計及び増減欄が一致しない場合がある

3 歳出決算

令和7年度の歳出決算額は、1兆3,232億82百万円で、前年度に比べ0.2%の増となっています。

歳出の概要の款別(経費の目的・機能ごと)及び性質別(経費の性質・用途ごと)の主なものは、以下のとおりです。

(1)歳出決算の款別(目的別)内訳

歳出決算を款別(目的別)に分類してみると、最も構成比が高いのは教育費で21.6%、次いで諸支出金15.1%、公債費11.1%となっています。主なものは、以下のとおりです。

- ①総務費は、県債管理基金積立金の増等により、58億5百万円、7.8%増の802億16百万円
- ②福祉費は、低所得の子育て世帯生活応援特別給付金の増等により、29億59百万円、3.1%増の985億23百万円
- ③商工費は、中小企業融資資金貸付金の減等により、163億89百万円、16.1%減の852億79百万円
- ④土木費は、治水直轄負担金の減等により、68億16百万円、5.3%減の1,221億7百万円
- ⑤教育費は、茨城県公立学校情報機器整備補助事業費の増等により、56億21百万円、2.0%増の2,853億23百万円
- ⑥諸支出金は、地方消費税清算金の増等により、98億52百万円、5.2%増の1,991億99百万円

<令和7年度一般会計款別(目的別)歳出決算状況>

(単位:百万円)

区 分	令 和 7 年 度 決 算 額 (A) (シェア)	令 和 6 年 度 決 算 額 (B) (シェア)	増 減 額 (C)=(A)-(B)	増 減 率 (C)/(B)
議 会 費	1,694(0.1%)	1,577(0.1%)	117	7.4%
総 務 費	80,216(6.1%)	74,411(5.6%)	5,805	7.8%
企 画 開 発 費	16,494(1.3%)	14,378(1.1%)	2,116	14.7%
生 活 環 境 費	10,252(0.8%)	7,647(0.6%)	2,605	34.1%
防 災 ・ 危 機 管 理 費	5,785(0.4%)	4,577(0.3%)	1,208	26.4%
保 健 医 療 費	142,270(10.8%)	143,791(10.9%)	△1,521	△1.1%
福 祉 費	98,523(7.4%)	95,564(7.2%)	2,959	3.1%
労 働 費	4,412(0.3%)	3,291(0.3%)	1,121	34.1%
農 林 水 産 業 費	45,438(3.4%)	43,611(3.3%)	1,827	4.2%
営 業 戦 略 費	5,509(0.4%)	5,116(0.4%)	393	7.7%
立 地 推 進 費	5,949(0.5%)	8,216(0.6%)	△2,267	△27.6%
商 工 費	85,279(6.4%)	101,668(7.7%)	△16,389	△16.1%
土 木 費	122,107(9.2%)	128,923(9.8%)	△6,816	△5.3%
警 察 費	67,311(5.1%)	64,919(4.9%)	2,392	3.7%
教 育 費	285,323(21.6%)	279,702(21.2%)	5,621	2.0%
災 害 復 旧 費	61(0.0%)	1,035(0.1%)	△974	△94.1%
公 債 費	147,460(11.1%)	153,170(11.6%)	△5,710	△3.7%
諸 支 出 金	199,199(15.1%)	189,347(14.3%)	9,852	5.2%
計	1,323,282(100.0%)	1,320,943(100.0%)	2,339	0.2%

(2)歳出決算の性質別内訳

歳出は、性質別に「義務的経費」、「投資的経費」及び「その他の経費」に大きく分けることができます。

義務的経費は、人件費、扶助費及び公債費の合計であり、令和7年度決算額は5,033億19百万円で、歳出総額の38.0%を占めています。投資的経費は、普通建設事業費及び災害復旧事業費などからなり、補助事業費、単独事業費及び直轄事業負担金に分けられ、その合計は、1,571億99百万円で、11.9%を占めています。その他の経費は、6,627億64百万円で、50.1%を占めています。

主なものは、以下のとおりです。

①義務的経費のうち人件費は、給与改定に伴う職員給与費の増等により、14億37百万円、0.4%増の3,258億65百万円、扶助費は、自立支援医療費の増等により、16億54百万円、5.8%増の302億12百万円、公債費は、県債の繰上償還の減等により、56億86百万円、3.7%減の1,472億42百万円

②投資的経費は、あすなろの郷再編整備関連事業費や治水直轄事業負担金の減等により、93億76百万円、5.6%減の1,571億99百万円

③その他の経費のうち、出資・貸付金は、中小企業融資資金貸付金の減等により、115億81百万円、11.6%減の879億円、補助負担交付金は、低所得の子育て世帯生活応援特別給付金事業費の増等により、270億32百万円、6.4%増の4,471億52百万円

<令和7年度一般会計性質別歳出決算状況>

(単位:百万円)

区 分	令 和 7 年 度 決 算 額 (A) (シェア)	令 和 6 年 度 決 算 額 (B) (シェア)	増減額 (C)=(A)-(B)	増減率 (C)/(B)
義 務 的 経 費	503,319(38.0%)	505,914(38.3%)	△2,595	△0.5%
人 件 費	325,865(24.6%)	324,428(24.6%)	1,437	0.4%
扶 助 費	30,212(2.3%)	28,558(2.1%)	1,654	5.8%
公 債 費	147,242(11.1%)	152,928(11.6%)	△5,686	△3.7%
投 資 的 経 費	157,199(11.9%)	166,575(12.6%)	△9,376	△5.6%
補 助 事 業 費	80,615(6.1%)	80,934(6.1%)	△319	△0.4%
単 独 事 業 費	48,244(3.7%)	55,026(4.2%)	△6,782	△12.3%
直 轄 事 業 負 担 金	28,340(2.1%)	30,615(2.3%)	△2,275	△7.4%
そ の 他 の 経 費	662,764(50.1%)	648,454(49.1%)	14,310	2.2%
物 件 費	52,120(3.9%)	50,335(3.8%)	1,785	3.5%
出 資 ・ 貸 付 金	87,900(6.6%)	99,481(7.5%)	△11,581	△11.6%
補 助 負 担 交 付 金	447,152(33.8%)	420,120(31.8%)	27,032	6.4%
積 立 金	48,408(3.7%)	47,144(3.6%)	1,264	2.7%
維 持 補 修 費	8,779(0.7%)	9,675(0.7%)	△896	△9.3%
繰 出 金	18,405(1.4%)	21,699(1.7%)	△3,294	△15.2%
計	1,323,282(100.0%)	1,320,943(100.0%)	2,339	0.2%

4 県債現在高

県債現在高は、通常県債残高が84億84百万円、0.7%増加し、特例的県債残高が607億36百万円、7.0%減少したことにより、全体としては、522億52百万円、2.6%減少しました。

これは、通常県債については、国の「国土強靱(きょうじん)化のための5か年加速化対策」に伴う防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債の残高の増などによるもの、また、特例的県債については、臨時財政対策債の新規発行額皆減による残高の減などによるものです。

持続可能で健全な財政構造を確立するため、今後も、公共投資の重点化・効率化などを図ることにより、県債の新規発行額を適切にコントロールし、県債残高の縮減に取り組んでまいります。

(単位:百万円)

区 分	令和7年度	令和6年度	増減額	増減率
県 債 現 在 高	1,958,625	2,010,877	△52,252	△2.6%
通常県債現在高	1,153,629	1,145,145	8,484	0.7%
特例的県債現在高	804,996	865,732	△60,736	△7.0%

*「通常県債」: 公共投資に充てる県債や退職手当債など県の政策判断により発行をコントロールできる県債

*「特例的県債」: 地方の財源不足を補うために、国の制度に基づき発行する特例的な県債(臨時財政対策債や減収補填債など)

(参考2) 東日本大震災関連事業の歳出決算額

東日本大震災に伴う震災関連事業の歳出決算額は5億18百万円減の14億23百万円で全体に占める割合は0.1%となっています。

一般会計款別(目的別)における東日本大震災関連事業の歳出決算額

(単位:百万円)

区 分	令和7年度決算額			令和6年度決算額		増減	
		東日本 大震災 関連(A)	左記除く (B)	東日本 大震災 関連(C)	左記除く (D)	東日本 大震災 関連(A-C)	左記除く (B-D)
議 会 費	1,694	-	1,694	-	1,577	-	117
総 務 費	80,216	-	80,216	-	74,411	-	5,805
企画開発費	16,494	-	16,494	-	14,378	-	2,116
生活環境費	10,252	-	10,252	-	7,647	-	2,605
防災・危機管理費	5,785	10	5,775	11	4,566	△1	1,209
保健医療費	142,270	-	142,270	-	143,791	-	△1,521
福 祉 費	98,523	-	98,523	-	95,564	-	2,959
労 働 費	4,412	-	4,412	-	3,291	-	1,121
農林水産業費	45,438	482	44,956	370	43,241	112	1,715
営業戦略費	5,509	-	5,509	-	5,116	-	393
立地推進費	5,949	-	5,949	-	8,216	-	△2,267
商 工 費	85,279	892	84,387	1,522	100,146	△630	△15,759
土 木 費	122,107	12	122,095	12	128,911	-	△6,816
警 察 費	67,311	-	67,311	-	64,919	-	2,392
教 育 費	285,323	-	285,323	2	279,700	△2	5,623
災害復旧費	61	1	60	-	1,035	1	△975
公 債 費	147,460	26	147,434	24	153,146	2	△5,712
諸 支 出 金	199,199	-	199,199	-	189,347	-	9,852
計	1,323,282	1,423 (0.1%)	1,321,859 (99.9%)	1,941 (0.1%)	1,319,002 (99.9%)	△518	2,857

* ()は、歳出決算額(全体)に占める割合を示す

Ⅲ 地方公共団体財政健全化法に基づく健全化判断比率等

1 健全化判断比率

* 令和7年度は見込み

前年度に引き続き、4指標すべてにおいて早期健全化判断基準未満となっております。

①実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、実質収支が赤字であった会計がないため、該当なしの見込みです。

②実質公債費比率は、前年度から0.5ポイント増加の10.1%となる見込みです。

③将来負担比率は、充当可能基金残高の増などにより、前年度に比べ7.7ポイント減少し、150.2%となる見込みです。

():全国順位

区 分	令和7年度*	令和6年度	早期健全化基準	財政再生基準
実 質 赤 字 比 率	—	—	3.75%	5%
連 結 実 質 赤 字 比 率	—	—	8.75%	15%
実 質 公 債 費 比 率	10.1%	9.6% (33位)	25%	35%
将 来 負 担 比 率	150.2%	157.9% (25位)	400%	

(財政指標の年度別推移) ※全国平均は加重平均

実質公債費比率

(単位:%)

区 分	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7*
茨 城	11.0	10.2	9.8	9.6	9.5	9.2	9.3	9.3	9.6	10.1
全国平均	11.9	11.4	10.9	10.5	10.2	10.1	10.1	10.1	10.1	(未公表)

将来負担比率

(単位:%)

区 分	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7*
茨 城	221.0	213.3	206.8	204.0	196.9	172.8	170.0	166.0	157.9	150.2
全国平均	173.4	173.1	173.6	172.9	171.3	160.3	154.4	148.7	144.1	(未公表)

2 資金不足比率

前年度に引き続き、対象となる8つの公営企業会計すべてで資金不足は生じておりません。

区 分	令和7年度*	令和6年度	経営健全化基準	財政再生基準
資 金 不 足 比 率	—	—	20%	

※対象となる公営企業会計

水道事業会計、工業用水道事業会計、病院事業会計、鹿島臨海都市計画下水道事業会計、地域振興事業会計、流域下水道事業会計、港湾事業特別会計、都市計画事業土地区画整理事業特別会計

実 質 赤 字 比 率：一般会計等に係る実質赤字額の標準財政規模に対する比率(フロー指標)

連結実質赤字比率：全会計に係る実質赤字額の標準財政規模に対する比率(フロー指標)

実 質 公 債 費 比 率：一般会計等が負担する元利償還金等の標準財政規模に対する比率(フロー指標)
[過去3年間の平均]

将 来 負 担 比 率：公営企業、出資法人等を含めた、一般会計等が将来負担すべき実質的負債の標準財政規模に対する比率(ストック指標)

資 金 不 足 比 率：公営企業会計ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率(フロー指標)

(参考) 主な財政指標(普通会計)

経常収支比率は、地方税や地方交付税の増等による歳入の増により、前年度に比べ0.7ポイント減少し、94.4%となる見込みです。

():全国順位

区 分	令和7年度	令和6年度
財 政 力 指 数	0.63999	0.63608 (9位)
経 常 収 支 比 率	94.4%	95.1% (15位)

(財政指標の年度別推移) ※全国平均は単純平均

財政力指数

区 分	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
茨 城	0.63726	0.64490	0.64818	0.65525	0.65584	0.63115	0.62125	0.61671	0.63608	0.63999
全国平均	0.50540	0.51602	0.51754	0.52183	0.52320	0.50034	0.49378	0.49126	0.51202	0.51661

経常収支比率

(単位: %)

区 分	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
茨 城	94.3	93.5	93.9	96.6	94.3	88.3	91.9	93.3	95.1	94.4
全国平均	95.4	95.2	94.6	95.4	94.7	88.0	93.3	92.9	93.4	(未公表)

財 政 力 指 数 : 基準財政需要額 (地方公共団体が妥当かつ合理的な平均水準で行政を行った場合に要する財政需要を示す額) に対する基準財政収入額 (標準的に収入しうると考えられる地方税等) の割合で、1に近いほど財源に余裕があるものとされ、1を超える団体は地方交付税の不交付団体となる。[過去3年間の平均]

経 常 収 支 比 率 : 経常的に収入される一般財源総額に占める、経常的経費に充当される一般財源の割合で、財政構造の弾力性を測定する比率として使われ、この数値が高いほど、一般財源に余裕がないことを示す。

保有土地等に係る実質的な将来負担への対策（一般財源における対策）【R7決算ベース】

R7決算

【対策額・実質的な将来負担額】

区分		H21	H22～R7	R8～11
※1	一般財源ベース対策額	(134億円)	H22～R6:1,758億円 R7:19億円	—
	うち住宅供給公社 三セク債償還費	—	H23～R6:376億円 R7:19億円	—
	うちTX沿線開発	—	H22～R6:252億円 R7:—	—
各期末の実質的な将来負担額		1,890億円程度	—	—
※2	三セク債除き	1,510億円程度	—	

※1:土地開発公社、桜の郷整備事業、公共工業団地についてはH24に、開発公社についてはH25に、港湾についてはH26に、阿見吉原についてはR1、TX沿線開発についてはR6、住宅供給公社の三セク債償還についてはR7に対策を終了し、保有土地に係る実質的な将来負担額は解消。

※2:R8～11は現時点での試算（土地処分収入の実情や地価動向などの影響により、変動することがある。）

総務企画委員会説明資料

総務部 管財課

項 目		県有未利用地に係る一般競争入札の結果について				
1 概要						
県及び地元市町村において、利用計画の無い県有未利用地については、歳入確保を図るため、一般競争入札による売却処分を進めている。						
7月30日に、4件の未利用地について、一般競争入札を実施した結果、3件が落札され、落札額の合計は約1億7千1百万円となった。						
なお、応札が無かった1件については、随意契約物件として先着順で売却していく。						
引き続き、更なる歳入の確保に向けて、未利用地の早期処分を推進していく。						
2 入札結果						
	物件名称 【所在地】	面積	落札者	落札額	入札 参加者	【参考】 予定価格 (鑑定額)
①	旧県職員住宅 水戸本丸荘敷地 【水戸市三の丸】	2,546㎡	(株)オオヌキ	93,200 千円	2者	58,100 千円
②	旧海洋高等学校 湊水会館敷地 【ひたちなか市和田町】	1,446㎡	(株)安住	28,000 千円	3者	14,400 千円
③	旧竜ヶ崎第二高等学校 第2グラウンド敷地 【龍ヶ崎市羽原町】	17,258㎡ (調整区域)	(株)ファースシャ	50,111 千円	3者	20,319 千円
④	旧水戸地区見川教職員 住宅敷地 【水戸市見川町】	2,402㎡	(応札なし)	—	—	36,700 千円
	計	23,652㎡		171,311 千円		129,519 千円

森林湖沼環境税の今後のあり方に関するパブリックコメントの実施結果について

1 実施の目的

茨城県森林湖沼環境税は、森林及び湖沼・河川の環境保全を目的として平成20年度に創設し、令和8年度までが課税期間となるため、本税及び税活用事業の今後のあり方について、県民等の意見を広く聴取する。

2 今後のあり方（案）

（1）施策の方向性

①森林の保全・整備

持続可能な林業経営による森林の整備・管理を推進するため、木材生産・流通体制の強化や県産木材のブランド化を図るほか、自然災害が激甚化する中で、森林の防災機能を高める。

方向性	主な施策
持続可能な林業経営による 森林の整備・管理	<木材生産・流通体制の強化> ・施業地の大規模化やスマート林業の推進 ・主伐後の再造林等の推進 <県産木材のブランド化> ・県産木材の差別化 ・非住宅建築物における県産木材の利用促進
森林環境の保全	・森林の防災機能の強化 ・森林保全活動の推進

②湖沼・河川の水質保全

霞ヶ浦については、気候変動による濃度上昇を考慮しても、CODが現状より低減できるよう、水質浄化効果の高い事業に重点化して実施する。

方向性	主な施策
生活排水等対策	・高度処理型浄化槽の設置補助、下水道等への接続補助 ・小規模事業所に対し、排水基準遵守の指導
農地・畜産対策	・良質堆肥の流域外利用等の促進 ・家畜排せつ物処理施設等の整備補助
県民意識の醸成	・霞ヶ浦湖上体験スクールの実施 ・市民団体に対する活動費の補助
水辺環境の保全	・未利用魚の回収による窒素・リンの除去 ・アオコ対策、ナガエツルノゲイトウ駆除対策の実施

（2）税制

課税方式：県民税均等割 超過課税方式

納税義務者：茨城県内に住所等がある個人及び事務所等がある法人
※県民税均等割非課税者を除く

税率(年額)：個人 1,000円、法人 県民税均等割額の10%

課税期間：令和9年度～令和13年度（5年間）

3 パブリックコメントの実施結果

(1) 実施期間

令和8年（2026年）7月30日（木）～8月19日（水） 21日間

(2) 意見募集の方法

- ・ 県ホームページにて掲載
- ・ 税務課、林政課、環境対策課、行政情報センター、各県民センター、各県税事務所、霞ヶ浦環境科学センター、各農林事務所、県立図書館等で閲覧

(3) 意見数等

意見数	・ 意見者数 79人・団体（個人63人、法人等：16団体） ・ 延べ意見件数 182件
概 要	・ 税継続に対する賛成、税活用事業の継続・拡充を求める肯定的な意見が多数 ・ このほか、認知度向上のための情報発信の見直しなどの意見
内 容	<u>ア 税の継続について（41件）</u> ・ 賛成 41件（反対 0件） <u>イ 森林関係の施策に関すること（113件）</u> ・ 森林は県民共有の財産であり、将来世代へ引き継ぐためには継続的な保全・整備が必要と思います。 ・ 県民生活の安全・安心につなげるため、森林整備など森林資源の循環利用に関する取組を継続・充実していただきたい。 <u>ウ 湖沼・河川関係の施策に関すること（11件）</u> ・ 一度汚染された水が元に戻るには長い期間が必要。いずれの対策も手を抜かず、地道に堅実に実施を続けてほしい。 ・ 環境学習や市民団体への支援を通じて、県民の環境意識の向上と次世代への環境継承を進めるべき。 <u>エ 税制に関すること（4件）</u> ・ 税額について異論ありません。 ・ 森林整備には長期間を要するため、課税期間を5年間とすることに賛成する。 <u>オ その他（13件）</u> ・ 森林湖沼環境税は必要と考える一方、認知度向上や成果の見える化を進め、県民の理解と納得が得られるよう丁寧な情報発信を求める。

4 今後のスケジュール

- ・ 第3回定例会において、パブリックコメント実施結果の報告
- ・ パブリックコメント実施結果や関係団体からの要望等を踏まえ引き続き検討

総務企画委員会説明資料

総 務 部 税 務 課
総 務 部 市 町 村 課

項 目		ふるさと納税（県分・市町村分）の実績について			
1 制度の概要					
自治体に寄附（ふるさと納税）を行った場合に、寄附額のうち 2,000 円を超える部分について、一定の上限まで、原則として所得税と住民税から控除される制度。					
2 令和 7 年度の実績					
(単位：件、千円)					
		令和 6 年度 ①	令和 7 年度 ②	差引 ②－①	全国順位 ※
県	件数	7,133	20,782	13,649	9 位（16位）
	金額	290,484	654,507	364,023	12位（17位）
市町村	件数	1,964,256	2,129,293	165,037	7 位（9 位）
	金額	38,838,045	44,340,324	5,502,279	7 位（11位）
※（ ）内は令和 6 年度の順位					
(参考 1) 県の令和 7 年度使途別受入実績					
(単位：件、千円、%)					
寄附金の使途		件数	金額	金額別シェア	
子どもたちの教育環境の充実		3,418	120,619	18.4	
災害ボランティア活動の支援		2,941	119,637	18.3	
犬猫殺処分ゼロを維持する取組		1,825	54,753	8.4	
農林水産物のブランド化		1,032	30,841	4.7	
働く親のための保育等人材確保		852	25,631	3.9	
がん対策の推進		613	25,191	3.8	
芸術・文化の振興		564	17,391	2.7	
筑波海軍航空隊記念館内で発見された地下無線室公開プロジェクト		11	91	0.0	
その他県政全般		9,526	260,353	39.8	
合 計		20,782	654,507	100.0	
(参考 2) 令和 3 年度以降の寄附受入額の推移					
(単位：千円)					
	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
県	59,319 (34)	55,148 (34)	165,669 (24)	290,484 (17)	654,507 (12)
市町村	20,163,399 (14)	25,728,616 (13)	37,253,678 (8)	38,838,045 (11)	44,340,324 (7)
※（ ）は金額の全国順位					
※県分の令和 3 年度には、新型コロナウイルス感染症対策医療従事者応援金を含む					

総務企画委員会説明資料

総務部 市町村課

項 目	神栖市長選挙裁決取消請求訴訟について						
1	概要 県選挙管理委員会が、4月28日に当選人木内敏之氏の当選を無効とする裁決を行ったところ、5月27日に、東京高等裁判所に裁決の取消を請求する訴訟が提起され、9月3日に請求を棄却する判決が言い渡された。						
2	原告 当選人 木内敏之氏 （神栖市長） （代理人：秋山智昭弁護士、原崇人弁護士、釧宮子弁護士）						
3	被告 県選挙管理委員会 （代理人：尾崎康弁護士）						
4	請求内容 神栖市長選挙の当選の効力に関する石田進氏他からの審査申立てに対し、県選管が4月28日にした木内氏の当選を無効とする裁決の取消を求めるもの。						
5	訴訟の経過 （1）8月4日に東京高等裁判所にて第1回口頭弁論が行われ、県選管（被告側）は、原告の請求棄却を求め、裁決の内容に沿って主張し、また訴状を受けて、概ね以下のとおり主張し、審理は即日終結した。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="text-align: center;">原告の主張（訴状の請求理由）</th><th style="text-align: center;">被告の主張（答弁書の反論）</th></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">地域の実情を熟知し、「だんごさん」「まんじゅうや」を通称と認め有効とした神栖市選管の判断を尊重すべき</td><td style="padding: 5px;">通称として広く通用していることを示す資料等もなく示された判断に依拠することはできない。</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">石田氏の有効票の、「田」とだけ書かれた1票、一見判読困難な2票、氏名以外の筆跡がある5票（計8票）は無効</td><td style="padding: 5px;">不自由な手で投票する者もいる実態、公選法の規定を踏まえ、有権者の意思を尊重し可能な限り有効と判断すべき。 氏名以外の筆跡は不用意についたものであり、無効となる「有意の他事記載」には当たらない。</td></tr> </table>	原告の主張（訴状の請求理由）	被告の主張（答弁書の反論）	地域の実情を熟知し、「だんごさん」「まんじゅうや」を通称と認め有効とした神栖市選管の判断を尊重すべき	通称として広く通用していることを示す資料等もなく示された判断に依拠することはできない。	石田氏の有効票の、「田」とだけ書かれた1票、一見判読困難な2票、氏名以外の筆跡がある5票（計8票）は無効	不自由な手で投票する者もいる実態、公選法の規定を踏まえ、有権者の意思を尊重し可能な限り有効と判断すべき。 氏名以外の筆跡は不用意についたものであり、無効となる「有意の他事記載」には当たらない。
原告の主張（訴状の請求理由）	被告の主張（答弁書の反論）						
地域の実情を熟知し、「だんごさん」「まんじゅうや」を通称と認め有効とした神栖市選管の判断を尊重すべき	通称として広く通用していることを示す資料等もなく示された判断に依拠することはできない。						
石田氏の有効票の、「田」とだけ書かれた1票、一見判読困難な2票、氏名以外の筆跡がある5票（計8票）は無効	不自由な手で投票する者もいる実態、公選法の規定を踏まえ、有権者の意思を尊重し可能な限り有効と判断すべき。 氏名以外の筆跡は不用意についたものであり、無効となる「有意の他事記載」には当たらない。						

(2) 9月3日に、東京高等裁判所において、原告の裁決取消請求を棄却する判決（県選管勝訴）が言い渡された。

＜判決理由＞

- ・ 「だんごさん」は食品、「まんじゅうや」は飲食店の種類を表す普通名詞にとどまり、本名に代わるものとして神栖市内のいずれの地においても慣習的に使用されたものとは言えず無効
- ・ 石田氏の票にあった「田」のみの票及び一見判読困難な票は、石田氏への投票意思が明確な票であり、氏名以外の筆跡のある票は、意識的な記号などとは性質が異なり、有意の他事記載には当たらず有効

6 今後の手続き

9月中旬 最高裁への上告期限※

※判決書の送達を受けた日の翌日から起算して2週間以内

＜上告された場合＞

R9.1月頃※ 最高裁が原告請求棄却の場合木内氏は市長失職

神栖市で選挙会が開催され、石田氏を当選人と決定

※訴訟の判決は事件の受理から100日以内(公選法第213条努力規定)

＜上告されない場合＞

9月中 上告期間の経過により木内氏は市長失職

神栖市で選挙会が開催され、石田氏を当選人と決定

7 その他

- ・ 有権者に対して、投票用紙には候補者の氏名のみを書くこと、候補者の氏名以外に他の事を書くは無効になる可能性があることなど、選挙出前講座や選挙時の啓発などを通じて、投票用紙の書き方について周知していく。
- ・ 市町村選挙管理委員会に対して、今回の判決結果も共有し、投票の有効・無効の判断に当たっては、公職選挙法の規定、過去の判例等を十分に理解した上で、慎重な判断を行うよう注意喚起していく。

【参考 これまでの経過】

日 程	内 容	備 考
令和7年 11月9日	神栖市長選挙	候補者2名の得票数が同数となり、くじで木内氏が当選者として決定
12月5日	異議申出棄却（神栖市選管）	当選無効を求める異議申出を棄却する決定
12月26日	審査申立て受理決定（県選管）	神栖市選管の棄却決定の取り消しを求める審査申立てを受理
3月21日	開披再点検実施（県選管）	全票を点検し、慎重に有効・無効の判断をすべき票を抽出
4月28日	裁決（県選管）	神栖市選管の決定を取消し、木内氏の当選を無効とする裁決
5月27日	訴訟提起（木内氏→東京高裁）	県選管の裁決取消を請求
8月4日	第1回口頭弁論	即日審理終結
9月3日	判決言い渡し（東京高裁）	県選管の裁決取消の請求を棄却

令和 8 年 第 3 回 定例会

請 願 調 査 一 覧 表

総務企画委員会

受理番号	受理年月日	件 名 及 び 要 旨	提 出 者 住 所 氏 名	紹介議員氏名	調 査 結 果																				
8 年 第 4 号	8. 9. 1	消費税率５％以下への引き下げとインボイス制度の廃止を求める意見書採択に関する請願 〔請願項目〕 １，以下の事項を求める意見書を採択し、国に提出すること ① 消費税率を５％以下へ引き下げること ② インボイス制度を廃止すること 〔請願趣旨〕 2026（令和８）年２月に行われた衆院選で多くの党が「消費税減税」を公約に掲げたことを受け、政府は飲食料品の消費税率を2027（令和９）年度から２年間１％への引き下げを検討している。 しかし、飲食料品に対象を絞り２年間のみとする減税案では、次のような問題がある。①物価引き下げ効果が限定的で不十分、②飲食店などの業種は逆に消費税の納税額が増える、③特定品目に限定した税率変更は業界間の不公平を生み分断を広げる、④２年後に８％に戻せば、過去の増税時と同様、日本経済に大きな打撃となる。 対象品目を限定するのではなく一律５％に減税して単一税率になれば、消費税申告の計算がしやすくなり事務負担が軽減される。また、インボイス（適格請求書）制度があることで、小規模事業者やフリーランスは消費税免税制度の適用をあきらめて課税事業者となるか消費税分の値引きや取引中止の可能性を受け入れてインボイスの登録を行わずにいるか選択を迫られることになる。消費税が単一の税率になればインボイス制度は不要となり、小規模事業者やフリーランスの経営支援にもなる。 消費税減税の財源が問題になるが、応能負担、生活費非課税という民主的な税制の在り方を含め、議論することこそが国会の責務である。一部の政党しか参加しない「国民会議」ではなく、国民から負託を受けた議員が参加できる国会の場で議論すべきである。 以上の趣旨を十分にご理解頂き、地方自治法第99条の規定に基づき国の関係機関に意見書を提出して頂きたく請願する。	茨城県水戸市見川５丁目127-281 茨城県商工団体連合会 会長 鷹のはし（礪） 信一 外37名 ２団体	江 尻 加 那 う の の ぶ こ	＜消費税の制度について＞ １ 消費税の概要 ・消費税は、商品の購入やサービスの購入時に課税されるもの。 ・平成元年4月の導入以来、社会保障費の財源確保などを目的として段階的に引き上げられ、現在の税率は１０％（酒類・外食を除く飲食料品、週２回以上発行の新聞は８％） ・平成26年4月以降の税率引上げ分は、年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費その他社会保障施策に要する経費に充てられる。 （税率の推移） <table><tr><td></td><td>平元. 4 ～</td><td>平 9. 4 ～平 26. 3</td><td>平 26. 4 ～令和. 9</td><td>令和. 10～</td></tr><tr><td>税率</td><td>３％</td><td>５％</td><td>８％</td><td>１０％ （８％）</td></tr><tr><td>うち従来分 （一般財源分）</td><td>－</td><td>－</td><td>５％</td><td>５％</td></tr><tr><td>うち引上げ分 （社会保障財源分）</td><td>－</td><td>－</td><td>３％</td><td>５％ （３％）</td></tr></table> ※（ ）は軽減税率 ２ 飲食料品の消費税率を１％に引き下げることにについて ・令和8年8月5日の臨時閣議において、現在軽減税率の対象（８％）となっている飲食料品の消費税率を、令和9年4月1日から2年間に限り「1％」へ引き下げる基本方針を閣議決定した。 ＜消費税のインボイス制度について＞ １ 適格請求書等保存方式（インボイス制度）の概要 ・インボイス制度は、複数税率下において消費税の適正な課税を確保する観点から導入された仕入税額控除の方式をいい、令和5年10月1日から実施された。 ・免税事業者（課税売上高1,000万円以下）でも、インボイス発行事業者を選択した場合は、課税事業者となる。 ・インボイス発行事業者以外の者から行う課税仕入れについては、原則として仕入税額控除制度の適用が認められない。 ２ 経過措置の概要 （１）特例について ・インボイス制度を機に、免税事業者でもインボイス発行事業者を選択した方の負担軽減を図るため、令和8年9月30日まで売上税額の8割を仕入税額とみなすことができる（いわゆる2割特例） 納付税額＝売上税額－特別控除税額（売上税額の８割） ⇒売上税額の２割		平元. 4 ～	平 9. 4 ～平 26. 3	平 26. 4 ～令和. 9	令和. 10～	税率	３％	５％	８％	１０％ （８％）	うち従来分 （一般財源分）	－	－	５％	５％	うち引上げ分 （社会保障財源分）	－	－	３％	５％ （３％）
	平元. 4 ～	平 9. 4 ～平 26. 3	平 26. 4 ～令和. 9	令和. 10～																					
税率	３％	５％	８％	１０％ （８％）																					
うち従来分 （一般財源分）	－	－	５％	５％																					
うち引上げ分 （社会保障財源分）	－	－	３％	５％ （３％）																					

[illegible]